

今後の都市づくりの推進に向けて

1. 推進に向けた基本的な考え方

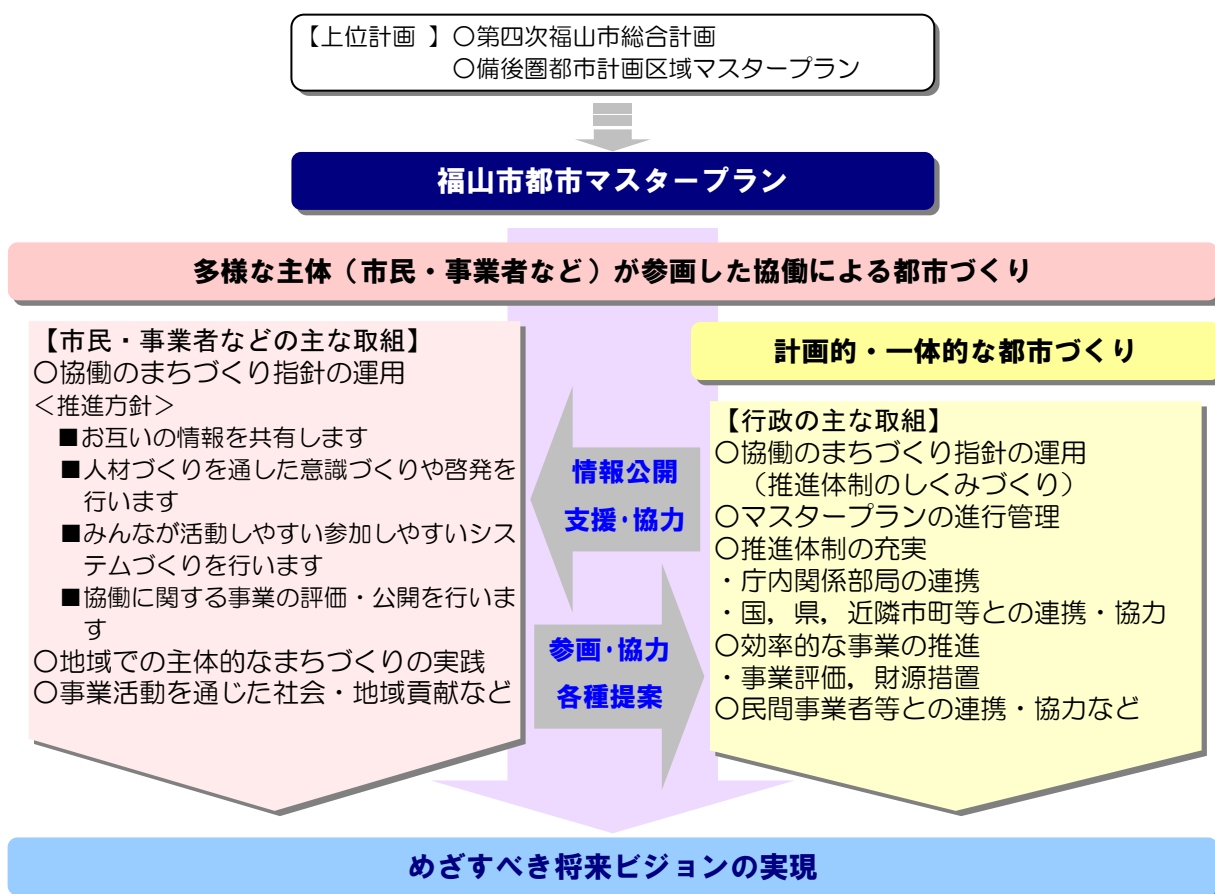
これからの都市づくりにおいては、行政のみならず、市民や事業者などとともに良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてお互いが力を合わせてまちづくりに取り組み、積み重ねていくことが重要です。

本市では、2005年（平成17年）7月に「福山市協働のまちづくり指針」を策定し、自治会を中心とした学区まちづくり推進委員会やボランティア・NPO、各種団体、企業そして市民など、地域で生活するすべての人々と行政が、それぞれの責任と役割を分担し、対等な立場で補完し、協力し合う「協働のまちづくり」を進めています。

引き続き、安心・安全で、より地域の特性を生かした魅力あふれる都市づくりのために、市民・事業者などと行政による協働のまちづくりを一層充実させていきます。

さらに、都市づくりを推進するためには、都市計画に加え、商工業、農林漁業、生活・福祉、防犯・防災、環境などの関連施策と連携した、一体的な取組が必要です。

こうしたことから、庁内の関係部局の横断的な連携はもとより、国や県、近隣市町、民間事業者などと連携・協力しながら、計画的・効率的な事業や各種の取組を行っていきます。



■ 今後の都市づくり推進の取組イメージ図

2. 多様な主体による協働の都市づくり

都市計画の分野では、幹線道路などの大規模な都市施設から、地区住民が利用する身近な街区公園などの施設整備、建築制限やまち並みの誘導といったルールづくりなど、様々な事業や取組があります。それぞれの事業や取組の内容に応じ、適切な市民参画の手續に基づき、市民・事業者などと行政がお互いの責任と役割を分担しながら、協働による都市づくりを進めていきます。

(1) 市民・事業者と行政の役割分担

① 市民の役割

まちづくりの主役である認識と自覚を持ち、地域活動やボランティア活動などを通じて、まちづくりへの積極的な参加・参画が求められます。

② 事業者の役割

地域住民や行政と連携・協力するとともに、専門性や柔軟性を発揮し、社会資本の整備や地域環境の向上、景観づくりなどの社会貢献活動を通じて、地域の活性化への積極的な取組が求められます。

③ 行政の役割

本マスタープランに基づき、総合的かつ計画的に事業の推進や調整を図ります。

都市づくりにかかわる規制誘導等の仕組みづくりを行うとともに、情報を収集・提供し、市民・事業者などが主体的に行うまちづくりを段階に応じて支援します。

また、説明会や公聴会、パブリックコメントの実施など、市民意見を反映するための取組を充実させます。

(2) 協働による都市づくりの推進方策

① 各種制度の活用

● 地区計画制度の活用

地区計画制度は、地区の特性に応じて道路や公園などの配置・規模や建築物等に関する制限を定め、良好な地区内環境の形成・保全を図るための制度です。

地区計画の内容策定では、地区に住んでいる市民が主役となり、地区内で話し合いを進めながら、地区の実情に応じた計画内容を定めていくものです。

市民への地区計画制度の周知を図り、計画策定の段階に応じた支援を行うことにより、市民が主体となったまちづくりのルールづくりを推進していきます。

また、本市では、市街化調整区域内にある既存集落地や幹線道路沿道地区などを対象とした、「福山市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を定めており、開発許可制度と一体的に運用を図ることにより、地域の特性に応じたきめ細かい土地利用の誘導を行っていきます。

● 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPO法人などが、一定の面積以上の一団の土地について、土地所有者の同意を得て、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる制度です。この制度の活用により、まちづくりや都市計画に対する市民の関心を高め、主体的かつ積極的な市民参画を促すことにより、市民・事業者などと行政が一体となったまちづくりを進めることができます。

都市計画に関する情報の提供や上位関連計画における本市の方針などについて事前に助言を行うことで、本制度の円滑な運用を推進します。

② まちづくり活動の支援

地域住民が行うまちづくり活動については、「福山市協働のまちづくり指針」に基づき、まちづくりに関する情報提供や、地域の課題を解決するための専門的な知識を有した職員や専門家を派遣するなど、支援体制の充実を図り、市民の主体的なまちづくりを促進します。

③ 協働による施設の整備・管理

地域の身近な道路、公園などの整備や、良好な景観形成を図る必要がある施設（シンボルロード、橋りょう、河川、大規模公園など）を整備する場合などは、多様な市民参画手法（ワークショップなど）を取り入れた、協働による施設整備や管理に努めます。

3. 計画的・一体的な都市づくり

本マスタープランは、都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済を支える諸施設の計画などを定めるものです。実現に向けては、都市計画に加え、商工業、農林漁業、生活・福祉、防犯・防災、環境などの関連施策と連携した、一体的な取組が必要となります。

こうした総合的な都市づくりの視点から対応を図るため、庁内の関係部局や国・県などの関係機関と緊密に連携・協力しながら、都市づくりを進める必要があります。

また、本マスタープランの運用に当たっては、社会経済の動向や地域の状況などを踏まえ、的確な進行管理とともに、事業熟度に応じ、適切な時期に都市計画の決定・変更を行い、事業推進に努めます。

（1）計画的・一体的な都市づくりの推進方策

① マスタープランの進行管理

都市マスタープランは長期的な計画であるため、適切な進行管理を行い、社会経済の動向や地域の状況などを踏まえ、上位計画と整合を図りながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

② 推進体制の充実

庁内の関係部局の横断的な連携はもとより、国や県、近隣市町及び民間事業者などと緊密に連携・協力しながら、都市づくりを進めます。

③ 都市計画の決定・変更

本マスタープランにある事業を推進していくため、関係機関と連携・協力しながら、事業の熟度に応じた適切な時期に都市計画の決

定・変更を行います。

④ 効率的・効果的な事業の推進

事業の必要性や効果，地域の状況やニーズ，整備費用などを総合的に勘案した事業評価を行い，可能な限り国，県の助成制度を活用した財源措置を図りながら事業を推進します。

⑤ 民間事業者との連携

上位関連計画や本マスタープランに即し，民間事業者が実施する優良な事業については，その熟度に応じた適切な支援に努めます。